

国有財産売却公示書

契約担当官  
千葉労働局長 岩野 剛

下記国有財産を一般競争入札（期間入札）により売却します。

記

1 売却物件

物件番号	所在	地目 (登記地目)	面積	用途地域	建ぺい率 容積率
0601001	茂原市鷺巣字沼下 610-3	宅地	118.40m <sup>2</sup>	無指定地域	60% 200%

2 競争参加者に必要な資格に関する事項

次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当する者
- (2) 国有財産法第16条の規定に該当する者
- (3) 暴力団員による不当な行為防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団員及び警察当局から排除命令がある者

3 入札方法

本案件は紙入札で行う。電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。  
なお、入札書の提出後、入札を取消すことや入札書の記載の変更はできない。

入札は、千葉労働局から交付を受けた入札書等の用紙を使用し、下記4の場所へ郵送又は持参すること。

入札書提出用封筒に入札書のみを入れて封をし、その封筒と入札保証金提出書及び入札保証金振込証明書、役員一覧（法人による入札の場合のみ）、委任状及び委任者の印鑑証明書（代理人による入札の場合のみ）を封筒に入れて、簡易書留で郵送して申込むものとする。持参する場合は千葉労働局総務課会計第2係カウンター上「入札箱」に投函して申込むものとする。

4 公告期間及び入札案内書等配布場所

- (1) 公告期間 令和6年12月3日(火) ～ 令和6年12月17日(火)
- (2) 入札案内書等配布場所 千葉労働局 総務部総務課 会計第2係  
(千葉市中央区中央4-11-1千葉第二地方合同庁舎2階)  
受付時間：上記公告期間中の平日8時30分～17時15分  
但し、公告期間最終日は15時00分までとする。

5 入札書提出に関する事項

- (1) 提出期間 令和6年12月3日(火) ～ 令和6年12月17日(火)  
但し、提出期間最終日は15時00分までとする。
- (2) 提出方法 上記4(2)へ郵送又は持参すること。

## 6 開札に関する事項

(1) 開札日時 **令和6年12月26日(木) 9時00分**

(2) 開札場所 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎4階  
千葉労働局 職業安定部会議室

なお、開札立合い希望者については、令和6年12月25日(水) 15時00分までに下記14の担当者宛てに連絡すること。

## 7 入札保証金

(1) 入札保証金は、各自入札金額の100分の5に相当する額(円未満切上げ)以上の金額とし、金融機関窓口から当該金融機関の所定用紙を用いて、現金により千葉労働局の指定する口座に振込むものとする。

(2) 入札保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関の預金口座への振込みにより還付する。

なお、落札者の決定を保留した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を保留する。ただし、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金を還付する。

(3) 入札保証金には利息は付さない。

## 8 入札の無効

本公告に示した競争参加資格を有しない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書はこれを無効とする。また、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった者の提出した入札書は無効とする。

## 9 条件

(1) 公序良俗に反する使用等の禁止

落札者は売買契約締結後、当該契約締結の日から10年間、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

(2) 風俗営業等の禁止

落札者は売買契約締結後、当該契約締結の日から10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

(3) 実地調査等

ア 国は、上記9(1)及び9(2)の履行状況を把握し、条件違反を未然に防止するため、必要があると認めるときには、実地調査を実施し、又は報告若しくは資料の提出を求めることがある。

イ 落札者は、正当な理由なく上記アに定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(4) 違約金

ア 落札者は、上記9(1)及び9(2)の条件に違反した場合は、売買代金の3割に相当する金額を違約金として国に支払わなければならない。

イ 落札者は、上記9(3)の条件に違反した場合は、売買代金の1割に相当する金額を違約金として国に支払わなければならない。

1 0 契約不履行

落札者が落札の30日以内に契約を結ばない場合には、上記7の入札保証金は国庫に帰属する。

1 1 契約書作成の要否及び代金支払い方法

契約書の作成を要し、代金は売買契約締結時に全額を支払うか、売買契約締結時に、売買代金の1割以上の金額を契約保証金として納付し、残額を売買契約締結の日から20日以内に支払うものとする。

1 2 契約内容の公表

契約を締結した場合には、契約内容を公表するものとする。

公表内容は、物件所在地、区分、数量、契約年月日、契約金額、個人・法人の区分及び法人に当たってはその業種とする。

1 3 その他

(1) 契約手続きに使用する使用言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札者は、本公示書のほか、千葉労働局で交付する入札案内書等を十分理解の上、入札するものとする。

1 4 問合せ先

千葉労働局総務部総務課会計第2係 伊能

電話：043-221-4311 / メール：inou-tomoaki@mhlw.go.jp

以上公示する。